

学位論文要約

フランスにおける子どもの芸術教育の展開に関する研究

広島大学大学院教育学研究科
教育人間科学専攻 教育学分野

D142768 小笠原 文

I 論文題目

フランスにおける子どもの芸術教育の展開に関する研究

II 論文構成

序章 研究の課題と先行研究の検討

1. 問題の所在と研究の課題
2. 先行研究の検討
3. 研究の手続き

第一章 近代フランスにおける芸術教育政策の展開

第一節 教育の民主化過程における芸術・文化教育の位置

1. 義務教育の始まりから文化省の設立まで
2. 芸術教育のターニングポイント -1968年「新しい学校のために」-
3. 「文化の芸術」と「芸術の教育」がクロスする試行錯誤の1970年代

第二節 文化概念の刷新と学校における芸術教育の変化

1. 文化政策と教育政策の連携プログラム
2. 芸術文化政策の根幹 -教育大臣 J.ラングの声明-

第三節 芸術教育政策の具体化

1. 芸術文化プロジェクトによる授業〈PAC〉2001年
2. 芸術文化教育パルクール〈PEAC〉2013年

小括

第二章 アーティスト・イン・レジデンスによる芸術活動・芸術教育実践

第一節 活動の背景

1. フランスの芸術文化教育構想
2. 学校参与アーティスト

第二節 アーティスト・イン・レジデンス 学校に入ったアーティスト

1. 保育所：ピエール・ロラン（Pierre Laurent）の手法
2. 保育学校(1)：エリュティ（Ertutti）の目論み
3. 保育学校(2)：ヴァンサン・プリュドム（Vincent Prud'homme）の空間

小括

第三章 地域芸術文化施設との連携による芸術活動・芸術教育実践

第一節 活動の背景

第二節 地域文化施設における芸術活動

1. 芸術文化プロジェクトによる授業
2. 原初性をテーマとした芸術文化実践
3. 原初的なるものと子ども

第三節 乳幼児の美的経験 -芸術を鑑賞する子ども-

1. 舞台芸術と子ども
2. 劇団 ACTA の実践

小括

第四章 現代フランスの芸術教育実践とその理論的基盤

第一節 フランスの芸術教育の近年の動向 -美的パラダイムの転換-

第二節 教育における「アーティストへの不信」と「美への賞賛」

第三節 教育の基本としての芸術 -シラーの美的教育論-

第四節 芸術教育における「感覚」の見直し -教育における二元論の克服-

1. ロマン主義思想の「感覚」
2. プラグマティズムの方途

小括

第五章 芸術教育の根幹としての美的経験

第一節 芸術教育における美的経験

1. 美的経験の特性とその教育力
2. 人間学的経験としての美的経験 -ガダマーの「美の経験」-

第二節 子どもの美的経験と参与アーティスト

第三節 教育する芸術

小括

結章

1. 総括 現代フランスの芸術教育の特徴
2. 残された課題

III 問題の所在と研究の課題（序章の要約）

本研究は独自の方針に基づいて実施されているフランスの芸術教育について、理論並びに制度的な展開を軸に考察し、その特質を解明するものである。それはわが国の芸術教育に求められる「理論基盤の形成」にとって意義あることと考える。わが国の芸術教育について小松（2018,p8-9）はアメリカやイギリスの例と対比させながら、ディシプリンを持たずに「子どもの自由な表現ということ以外に拠って立つ基盤がないままに進行した」が故に「人間形成にとって美に関する教科の理念や目的が不安定」であると指摘している¹。また、わが国のみならず国際的な動向としても、2000 年の OECD による PISA 調査導入以降、授業時間数の削減²といった軽視傾向が加速したが、その要因の一つに芸術教科と PISA 型学力との折り合いの悪さが挙げられる。このような芸術教育のわが国および国際的な現状をふまえて、論者はフランスの芸術教育の動向とその理論基盤に着目をする。

フランスにおいては、1980 年代に数々の文化施策が講じられたにも関わらず改善のみられない芸術教育への対策として、1988 年に「芸術教育に関する法律」（芸術教育法）が制定されるに至ったが、永島（2004,p35-47）は、この「芸術教育法」に着眼し、芸術教育の法的基盤に関する研究を行っている。また、結城（2013, p73）は 2008 年から 2010 年にかけて新たに義務教育の必修科目となった「芸術史」に着眼し、「児童中心主義を基本」としたわが国の鑑賞教育に対して、「知識中心主義による学術的な芸術作品の理解」がフランスの鑑賞教育のねらいであるとしている。これらの研究はフランスの芸術教育の展開を考察する上で、重要な視点を与えるものであるが、制度的側面からの解明にとどまり、制度上に表出する理念を基盤で支える教育理論については論じられていない。今日、フランスの芸術教育は学校教育の中心的存在としての責務を担っているといえるが、それは確固たる理論に支えられた施策とその制度化の実現にある。本稿ではその芸術教育の成立経緯、それに伴う教育学的理論と実践を解説していく。

一般的に芸術教育という呼称では、二つの異なる教育が言及される。一つ目は芸術家やクリエイター養成を目的とする「芸術のための教育」である。二つ目は就学前を含む学校教育において実践される「芸術による教育」である。そこでは芸術的な感性や情操といった人間形成が目的とされ、その方法および内容の質と妥当性が問われることになる。フランスにおいては 1980 年代以降、この「芸術による教育」のあり方を模索するなかで、「芸術による教育」が安易に芸術を「手段としての芸術」に陥れてしまわないように注意が向けられてきた³。この芸術の自律性こそが教育力であるという信念は、芸術教育におけるアーティストの

¹ 小松佳代子（2018）『美術教育の可能性—作品制作と芸術的省察』,勁草書房

² わが国では、昭和 52 年（1977 年）の学習指導要領改訂以来、小学校における芸術教科（図画工作と音楽）の総授業時間数は 836 時間であったが、平成 10 年（1998 年）の改訂では 716 時間まで大幅に削減されている。

³ Alain Kerlan, Samia Langar, 2015, *Cet art qui éduque*, yapaka.be.p8-9. 「手段にしたい芸術は芸術自体でないもの、芸術自体の目的でないものにしか適用されないし、行き過ぎたロマン主義は芸術を有り余

関与の必要性を根拠づけ、同時に芸術の自律性を尊重する姿勢から「芸術への教育」という標語が掲げられるに至った。「芸術への教育」とは、いわば「芸術そのものが目的」となった教育であるが、ここで言う「芸術」の概念はきわめて広義であり、それは具体的な芸術的知識から、「美的なるもの」という抽象概念にまで及んでいる。こうしてフランスの芸術教育政策は、「芸術による教育」と「芸術への教育」とを同時にバランスよく行い、芸術的教養を備えた未来の国民を育てるという「大きな志」を抱くものとなった。

この「大きな志」は2013年に現実的な施策（「芸術文化教育パルクール」PEAC）として制度化されるに至ったが、第一章では教育政策と文化政策との関係性の変遷を軸に、その過程を考察する。第二章、第三章では、2000年以降の芸術教育改革を特徴づける芸術活動の実践事例を取り上げ、現代フランスの芸術教育の特質を実践面から解明することを試みる。そこでは子どもの「美的経験」を重視する独自の方法で実践が展開されている。フランスの芸術教育において「美的経験」という中心概念はどのように派生し、展開したのであろうか。第四章では、これらの実践を支える教育の理論基盤の形成について、A.ケルラン（Alain Kerlan, 1948-）の論考を参照しながら考察する。アラン・ケルランはフランスの哲学者であり、教育哲学と教育思想史を専門としている。現在の彼の研究領域は哲学と教育学、あるいは芸術と教育の交差する所に位置し、子どもの教育における美的次元での理論と実践の指導および研究を行っている。フランスにおける芸術教育の特質について、「制度的展開」とその機動力である「理論的展開」そして現実的な「実践の展開」から解明を試みる本論文では、哲学者としての思索を背景に、理論的な説得力でもって現実的方策を教育現場に浸透させようとするケルランの理論を手掛かりとしていく。

第五章では、フランスの芸術教育の根源としての「美的経験」の特性と教育力およびその担い手としての参与アーティストについて考察する。これらの作業を通して、芸術自体が持つ教育力に信頼をよせ、その自律性を担保するフランスの芸術教育を主導するのは「芸術自身」であることを示す。それは「教育する芸術」と換言することが可能であり、ここに芸術と教育の新たな関係性を見ることができる。本研究はこの関係性の中から芸術教育の一つのあり方を示し、理論と実践の接続に苦慮するわが国の芸術教育に有意義な示唆を与えることを目的としている。

IV 論文の要約

第一章：近代フランスにおける芸術教育政策の展開

フランスの芸術教育はいくつかの転換期を経て現在の「学校教育の中心」へと位置付けられるに至った。第一章ではその変遷について、芸術教育政策と文化の民主化政策との関係性の展開を基軸として解明した。

る美德で飾り過ぎた挙句、芸術をそこねてしまう。」

フランスにおいては、1882年の義務教育制度の確立⁴から80年以上、教科としての藝術教育という概念は希薄なものであった。藝術活動は小学校の正規の学習プログラムの最下位の「お裁縫（女子のみ）」のさらに下に配置され「デッサン・初步音楽」という名称で行われていたが、その授業時間は必ずしも保障されるものではなかった。変化の発端となったのは1968年に開催された全国シンポジウム「新しい学校のために」であった。学校教育において初めて「藝術的な目覚め」が重視されるカリキュラムの制定などいくつかの改革が試みられたが、1970年代を通して藝術教育の具体的な内容に進展は見られなかつた。

その局面の打開策となったのは、文化省と教育省との協力関係の締結（1983年）であり、それは両省共同プログラムによる藝術教育カリキュラムの実践を可能とした。そのキー・パーソンはF.ミッテラン政権下で文化大臣を務めたJ.ラング（J.Lang）であった。ラングは広義な「文化」概念を持ち、文化大臣として大衆的な文化を支援することで文化的民主化を図り、教育省と連携することで藝術教育の民主化に寄与した。この過程で藝術活動の内容も増加し、多分野のアーティストが藝術教育に関わるようになった。そして、1988年には「藝術教育法」によって藝術教育に関する規定が体系化され、1989年以後、「すべての子どもが自分の好みに応じて藝術実践ができる」と目標にアトリエの配備も進められた。

フランスの藝術教育におけるラングの功績は大きく、その後教育大臣（1988年-1993年、2000年-2002年）になった彼は、「藝術文化教育構想 5カ年計画 2000」において政策方針と決意を表明した。それは「藝術作品、実践へのアクセスの不平等を解消することにより藝術文化に開かれ、より教養ある新しい世代の若者を育成すること」および「子どもや青年の調和的な開花による感性的かつ創造的知性の育成のために、学校は児童・生徒が藝術や文化と個人的関係が持てるようにすること」であった。これに基づき具体的な施策が講じられた。

まず2001年に、学校教育に「藝術文化プロジェクト授業 PAC (classes à projet artistique et culturelle)」が導入された。教員がアーティストあるいは研究者などの協力を得ながら、年間スケジュールとして組み込む授業で、保育学校、小学校、中学校、職業高校において開始された。2013年以降は「藝術文化教育パルクール PEAC (Parcours d'éducation artistique et culturelle)」がシステム化された。全ての子どもが保育学校からバカロレアまで、自身の藝術教養の長期的学習計画を保護者・教師と共に立てる。これは、教科として扱われ、各学習期ごとに確認・評価され、個人の経験として積み上げていくものである。1980年以降、多角的側面から整備され展開されてきたフランスの藝術文化教育は、文化政策と協働することによって重要な国家推進政策として前進してきた。

第二章：アーティスト・イン・レジデンスによる藝術活動・藝術教育実践

第二章では、「学校参与アーティスト」による教育実践の中でも特に2000年以降の新た

⁴ フェリー法の成立（1881-82）第三共和政下でフェリーは首相（1880-81年、1883-85年：藝術大臣兼務）と教育大臣（1880-81年、1882年）を務め、フランスにおける義務教育を確立した。

な制度であるアーティスト・イン・レジデンスによる実践例を取り上げる。1980年代より制度的に整備されてきた学校参与アーティストは、フランスの芸術教育を特徴づける存在である。彼らは教育に寄与するアーティストであるが、職業アーティストであり、いわゆる教師ではない。アーティストは子どもとの芸術活動において子どもをさらには教師を「美的な」経験に導く存在であると位置づけられている。2000年度に始動した「芸術文化教育構想」のキー概念である「美的経験へのアクセス」の実現のためには個人的な手法と芸術世界をもつプロのアーティストが芸術教育に関わることが必然とされたのである。その実施形態のひとつが本章でとりあげるアーティスト・イン・レジデンスである。学校の敷地内にアトリエが与えられ、教育に関わりながら自身の創作活動を行うアーティストであり、その制度はフランス全土で定着、拡大している。

本章では、2002年からリヨン市が行ったアーティスト・イン・レジデンスによる芸術活動・芸術教育の実践を分析・考察し、その特徴を明らかにする。10人のアーティストが市内の10施設（保育所、保育学校）において、週12時間の芸術活動を3年～4年間継続して行うというものであり、本章ではその中の代表的な3人のアーティストのアート空間、子ども達との関わり、子ども達の変容を焦点に考察する。このような芸術活動において子ども達は、最初はアーティストの手法に惹き寄せられ、それが創作の動機となったとしても、創作活動の過程で素材や構造の関連性、関係性について主体的に探り、自分と折り合う全体的な統一体、つまり自分の作品を構築していく。そして、自分の感じることや創作物に対して他人の視線を向けさせ、お互いに共感を覚える様子が伺われた。

第三章：地域芸術文化施設との連携による芸術活動・芸術教育実践

学校参与アーティストは「芸術・文化プロジェクト授業（PAC）」の中心的な存在であるが、その関与形態は前章で取り上げたレジデンスの他、より一般的なものとして校区の芸術文化施設の教育プロジェクトからの要請によるものが挙げられる。文化施設の教育プロジェクトとは学校教員が授業内容とアート（あるいはアーティスト）との連携関係を構築し、他教科との繋がりを探りながら年間のスケジュールを組み、文化施設の全面的な協力を得て実施するというものである。

2001年の「芸術・文化プロジェクト授業（PAC）」導入以降、フランスの各地で地域性を活かした実践がなされているが、その実践例として、ペリグー地域圏の小学校低学年児童を対象に旧石器時代を主題として展開された縦断的授業（2006年～2007年）に着目する。「プロとの出会いによって刺激的な時間を期待し、芸術文化経験をさせ、知識領域との架け橋をなす」というPACの目的に応えた本実践からは、子ども達が持つ「イメージの本質を感じ取る感性」と、それを梃子として発揮される豊かな想像力が確認された。

第二の例として、乳幼児を対象にした舞台芸術の実践を取り上げる。フランスの芸術文化教育は2017年には0歳からの芸術的な目覚め活動に分野を拡大した⁵が、その先駆的な活

⁵ 文化通信省と家族・幼児・女性権利省間の協定書（2017.3.20）Protocole d'accord du 20 mars 2017

動として2002年より開始されたのが0歳から6歳の子どもを対象とした「はじめての出会い -アート・乳幼児期・生のスペクタクル- ヨーロッパ・ビエンナーレ・フェスティバル」であった。フェスティバルの主催者であり俳優・演出家のA.デフォス（A.Desfosses）は、ごく幼少の子ども達について「大人のように解釈はできなくても、スペクタクルが提供する情緒、美の時間を同様に楽しむ」⁶と述べ、乳幼児の高い鑑賞能力を評価している。

第四章：現代フランスの芸術教育実践とその理論的基盤

第二章、第三章で取り上げた芸術実践活動例において、共通して見られた子どもの一連の行動にある集中力と真剣さは、子どもが遊びに持ち込むものと同じもので、「美的行動」「美的経験」への入り口であり、ケルランは芸術教育におけるその重要性を指摘する。しかし、教育における「美的なるもの」は、フランスにおいてごく近年まで「不信や疎外」の対象でしかなかった。第四章では、教育における「美的なもの」に対するフランス特有の思考とその変遷をたどり、現在のフランスの芸術教育の中心的概念となった「美的経験」の派生とその理論的展開を考察する。

フランスにおいては、「教育における芸術とアーティストに対する不信や疎外」と同時に「美に対する極端に高い評価」というプラトンにまで遡る「アンビヴァレントな芸術に対する思考」が存在していた。この両義性こそが、芸術と教育の接合を困難なものにしていた。さらには、「教育における二元論」も深く根付いていた。ケルランはフランスにおける教育の思考や実践は、「主体と客体」「叡智と感覚」「身体と精神」という二元論から逃れることは非常に困難であったとする。そして、これらの数世紀にわたるフランス文化と教育全体に浸透していた「美的パラダイム」の転換が今日のフランスの芸術教育実践を可能にしたという見解を示す。

教育におけるこれらの「美的パラダイム」の転換は、教育の不平等対策として教育政策に文化と芸術を取り入れたことを契機に始まった。学校教育に対する「社会的批判」に加え、「芸術的批判」が一般化し、教育における芸術とアーティストに対する「不信や疎外」は「学習に役立つ手段」へと変化する。そして、学校教育形態に固有の精神的活動と身体的活動の分離という二元論や強固な主知主義を打破し、感覚の復権を目指す。ケルランはシラー（Schiller）による『人間の美的教育についての書簡』（Über die ästhetische Erziehung des Menschen. In einer Reihe von Briefen, 1793-1795）がこのパラダイム転換の重要なステップとなっていると指摘する。シラーは人間性の対立する二元的根基である理性と感性の調和融合を人間性の理念とし、それは美と芸術によってなされるとした。人間性を考察するシラーの書簡は今日なおアクチュアリティを持つとケルランは評価する。一方でシラーの影響を強く感じさせる「芸術は完璧な唯一の教育であり、教育の理念の全面的な実現への唯一の道なのだ」とする1968年に動き始めた芸術教育理論の動向についてケルランは、教育における

⁶ 2015年5月9日第68回日本保育学会（栃木女子大学）にて開催された国際シンポジウムにて発言。

美的パラダイムの「転換」というよりは美的パラダイムの「潜在的な進化」と位置付ける。その根拠として「感性の復権をめざすロマン主義的芸術論は、二元論の克服を企図しながら、逆に感覚の精神化に陥り、結局、精神的な感性であり続けた」という R. ルグロの指摘を挙げる。

この「感覚」の唯心論的傾向の回避の方策を、ケルランは J. デューイ (J. Dewey) のプラグマティズム⁷に求める。デューイのプラグマティズムはありふれた日常的な経験が美的な性質をもつ過程を重視し、「ありふれたことを美的にする」というロマン主義とは逆の道をたどるのである。感覚と感性の復権という芸術教育思想は、こうしてプラグマティズムにその基盤を見いだすことができた。以上の考察から、プラトンから続く芸術とアーティストに対する不信と賞賛という「両義性の融合」と「教育における二者択一的な二元論」の克服によって、美的経験を重視するフランスの芸術教育理念が実践へと具現化され、その過程で「芸術やアーティスト」が教育の核心になり得たのであった。

第五章 芸術教育の根幹としての美的経験

「ありふれたことを美的にする」という美的行動、美的態度とは、デューイによれば、「自己と対象との相互作用と相互適応」にあるという。その現象について J.M. シェフェール⁸ (J.M. Schaeffer, 2005) は「美的行動に包まれた認識活動は、情緒的に満たされて、それが引き起こすことができる喜びでより価値を高める」(p.15) もので、それはごく日常的な生活体験である人間の普遍的基本的行動に付随しているものだ。したがって芸術教育の教育的側面は「人間性、人間であるという精神的機能にそなわる資質の開花に託された仕事であり」、それは「世界とのつながり方の習得」であるとする。

今井 (2017, p21-22) もまた、美的経験が子どもにもたらす可能性について言及している。美的経験とは「外界の様々な刺激を自分の中に取り込んで、咀嚼し、自分自身を変化させていく」という過程であるが、この過程で子どもは「物の見方」を習得する。「物の見方は単に情報として受け取れるパッケージのようなものではなくて、自分自身の変容を必要とする」とし、「聰明さ」とは「その物の見方をより聰明なものに変容させる」能力であるとしている。これらの言及からは、幼年期を美的経験涵養の最重要期と捉え、真の教育的使命達成の基盤として認識することの意義が導き出される。

ケルランは、このような教育における美的経験論は、ドイツの解釈学者 H.G. ガダマー (H.G. Gadamer) が論究する人間学的経験としての美的経験論によって補強されると述べる。ガダマーは『美のアクチュアリティ』(Die Aktualität des Schönen, Kunst als Spiel, Symbol und Fest, 1977)において、美的経験の原点として、象徴、遊び、祝祭を考察の対象

⁷ John Dewey(1934), *Art as experience*, Chapter III “Having an Experience” 『経験としての芸術』第3章

⁸ Jean-Marie Schaeffer(1952-) ルクセンブルクの哲学者（美学、芸術学）。社会科学高等研究院 (École des hautes études en sciences sociales=EHESS) 教授。

としている。ケルランは象徴とは言わば自己探求であり、遊びは共有と対話であり、祝祭は想像・創造に関わる時間であるとする。そして、アーティストの仕事と子どもへの働きかけはこれらに集約されることを指摘する。

実際アーティストは、その制作過程において、自己の内面に問いかけ自分と折り合う全体的な統一体を構築することを追求する。アーティストの持つこの内面性は、「遊び」や「祝祭」を通して子どもと共に実践する芸術活動において、アーティストが子ども自身の自発性を受容し子どもの内面的な対話者となることを可能にする。この過程において子どもの美的経験が成立するのであるが、それを誘発する仕掛けが参与アーティストの手法であり空間であり、さらにはアーティストの存在そのものなのである。このようにアーティスト（あるいはアート）の自律性および内在的な価値を担保する現代フランスの芸術教育は「芸術そのものが持つ教育力」をその原理としているのである。

V 結章の要約（現代フランスの芸術教育の特徴と今後の課題）

1. 現代フランスの芸術教育の特徴

2013年に制度化された「PEAC（芸術文化教育パルクール）」は、保育学校から高等学校までの就学期間中、美的経験を通して、個々人が芸術的教養を継続的に積み重ねていくことができるようになるとおり、その根底にあるのは、「各人を作品生産者のアーティストにすることではなく、全ての子どもが人間性の成就に関わる本質的な領域を培うこと」（Kerlan,2015,p28）である。

その成立経緯を確認すると、歴史的に相容れ難いとされていた「芸術」と「教育」の関係性が「文化の民主化」の過程の中で変容を遂げたことが明らかとなった。文化の民主化を実現するためには、「芸術による教育」が必須とされ、それは芸術文化教育として1980年代以降、そのあり方が模索された。その中で形成された「芸術の自律性」に「教育力」を期待する思考は芸術そのものを目的とする「芸術への教育」という概念を派生させた。この「芸術への教育」という思考は、学術的な芸術作品の理解を目的とした芸術史の必修化と子どもの美的経験を重視する芸術活動という現代フランスの芸術教育の特徴を決定づけた。こうしてフランスの芸術文化教育は、「芸術による教育」を「芸術への教育」という手法を用いて行うというものとなった。

この手法の実現に欠かせない仕掛けが参与アーティストである。アーティストは学校の外部から「遊び」「象徴」「祝祭」に集約される自身の芸術世界を持ち込み、それを子ども達と共有することによって、子どもの美的経験を誘発し、芸術そのものへの理解へと導き、最終的に子どもの人間性の本質的な領域を培う存在である。このように芸術自体が持つ教育力に信頼を寄せその自律性を担保するフランスの芸術教育を主導するのは芸術自体であり、それは「教育する芸術」といえよう。ここに芸術と教育の新たな関係性を見ることができ、

わが国において必要とされる「芸術と教育の関係性の問い合わせ」へ示唆を与える。

2. 今後の課題

今後の課題として、二つの点を挙げる。第一に、本研究においては、2013年より開始されたPEAC（芸術文化教育パルクール）の具体的な実践の把握が必ずしも充分ではなかった。PEACがその開始から5年が経過したことを受け、その実践経過を検証し、現時点での評価を行うことが急がれる。第二に、フランスの芸術教育の教育学的理論と実践を解明することにより、教育と芸術の新たな関係性を示すことはできたが、それはわが国の芸術教育のあり方への示唆にとどまった点が課題である。わが国の芸術教育の理念や目的に対する具体的提言を行うことを今後の課題としたい。

VI 参考引用文献

- 青山昌文（2011）「フランスにおける芸術教育と生涯教育」『放送大学研究年報』第29号、47-54頁。
- 赤星まゆみ（2015）「フランス共和国-公教育を基軸に幼児期の育ちを支える」、泉千勢（編）『なぜ世界の幼児教育・保育を学ぶのかー子どもの豊かな育ちを保障するために-』ミネルヴァ書房。
- 今井康雄（2015）『メディア・美・教育：現代ドイツ教育思想の試み』東京大学出版会。
- 今井康雄（2015）「音楽科へのエール -「学力」と「エビデンス」に抗して-」『音楽教育学』第45号（1）、37-39頁。
- 今井康雄（2017）「芸術教育の可能性-予備的考察-」『子ども学論集』第3号、1-25頁。
- 岩井香織（2004）「芸術教育の近年の動向について：世界的な観点から」『美術科教育学会誌』第25号、47-63頁。
- 岩井香織（2005）「第二次世界大戦後の美術教育の動向：フランスと日本の比較から」『日本美術教育研究論集』第38号、3-14頁。
- ウィナー,H./ゴールドスタイン,T.R./ヴィンセント=ランクリン,S., *Art for Art's Sake?: The Impact of Art Education* (2013) OECD 教育研究革新センター (CERI) (編)篠原 康正/篠原真子/裴岩 晶(訳)『アートの教育学-革新型社会を拓く学びの技』(2016) 明石書店。
- 折茂克哉（2008）「原始的なもの-人間性の起源と共産制社会の探求」高倉浩樹/佐々木史郎（編）『ポスト社会主義人類学の射程』国立民族学博物館調査報告、147-150頁。
- ガダマー, H.-G., *Kleine Schriften I,II(1967),III(1972)*, 斎藤博/近藤重明/玉井治編（訳）「形象の沈黙について」『哲学・芸術・言語・真理と方法のための小論集』(2001)第二部（8）未来社、280-292頁。
- ガダマー, H.-G., *Wahrheit und Methode, Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik*,

- 4.Auflage(1975), 轡田収/麻生建/三島憲一/北川東子/我田広之/大石紀一郎(訳)『真理と方法 I』(1986)、轡田収/卷田悦郎(訳)『真理と方法 II』(2008)、轡田収/三浦國泰/卷田悦郎(訳)『真理と方法 III』(2012) 法政大学出版局。
- ガダマー ,H.-G., *Gesammelte Werke, Aesthetik und Poetik II, Hermeneutik in Vollzug*(1993), *Aesthetik und Poethik I,Kunst als Aussage*(1993), 三浦國泰(編纂訳)『第九卷』『第八卷』『芸術の真理-文学と哲学の対話』(2006) 法政大学出版局。
- ガダマー, H.-G., *Gesammelte Werke*,『第八卷』(1974),*Die Aktualität des Schönen, Kunst als Spiel, Symbol und Fest*(美のアクチュアリティー遊び, 象徴, 祝祭-) (1991) 以文社。
- クレー, P., (1956) *Das bildnerische Denken* 『造形思考』(1973) 土方定一/菊盛英夫/坂崎乙郎訳, 新潮社。
- クレー, P., ケルステン,W. 編 *Tagebucher 1898-1918* 『新版 クレーの日記』高橋文子訳, (2009), みすず書房。
- グレフ, X., (2007) *La politique culturelle de la France -Création artistique et démocratisation des pratiques-』『フランスの文化政策-芸術作品の創造と文化的実践-』垣内恵美子訳, 水曜社。*
- 小松佳代子 (2018) 『美術教育の可能性-作品制作と芸術的省察-』勁草書房。
- ジャンソン, H.W. /カウマン, S., (1980) *A Basic History of Art*, 『美術の歴史』, 木村重信/辻成史訳, 創元社。
- シラー, J.C.F.von., *Über die ästhetische Erziehung des Menschen.In einer Reihe von Briefen,1793-1795*, 『美的教育論-人間の美的教育について-』清水清訳 (1970), 玉川大学版世界教育寶典 7。
- シラー, J.C.F.von., *Über die ästhetische Erziehung des Menschen.In einer Reihe von Briefen,1793-1795*, 『人間の美的教育について』小栗孝則訳(2003) ,法政大学出版局叢。
- デューイ, J., (1934) *Art as Experience*, 『経験としての芸術』栗田修訳(2010), 晃洋書房。
- デュルケム,E., (1925) *L'Education Morale* , 『道徳教育論』麻生誠/山村健訳(2010),講談社学術文庫。
- 永島茜 (2004) 「フランスにおける芸術教育の法的基盤に関する研究-1988年芸術教育法を中心として-」『フランス教育学会紀要』第 16 号、35-48 頁。
- 永島茜 (2005) 「フランスにおける『学校参与音楽家』-音楽普及の面からの位置付け-」『音楽文化の創造』第 36 号、70-72 頁。
- 永島茜 (2009) 「芸術教育」、フランス教育学会 (編)『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、180-189 頁。
- 野村誠 (2003) 「野村誠と子どもたちの共同作曲」、佐藤学/今井康雄(編)『子どもたちの想像

- 力を育む－アート教育の思想と実践－』東京大学出版会、 266-284 頁。
- バーネット, J., (1900) *Platonis Opera, 5 vols.* Oxford Classical Texts「プラトン全集 11『国家』」
藤沢令夫訳(1976) 岩波書店。
- 藤井慎太郎 (2007) 「芸術、文化、民主主義－文化的平等とフランスの舞台芸術政策－」『演劇研究センター紀要VIII 早稲田大学 21世紀 COE プログラム〈演劇の総合的研究と演劇学の確立〉』第 8 号、 271-286 頁。
- 藤井穂高 (2014) 「フランスの教育高等審議会報告書『共通基礎 (socle commun)』の実施 (2011 年)：翻訳と解題」『教育制度研究紀要』第 9 号、 67-82 頁。
- 藤崎典子 (2007) 「幼児期から小学校へつながる造形教育に関する一考察－フランスの幼児教育制度から－」『日本美術教育研究論集』第 40 号、 51-58 頁。
- フナーゲル, E., (1976) *Einführung in die Hermeneutik*, 竹田純朗/斎藤慶典/日暮陽一(訳)
『解釈学の展開－ハイデガー, ガダマー, ハーバーマス, ベッティ, アルバート』
- 細尾萌子 (2014) 「フランスの中等教育における基礎学力論争－知識かコンピテンシーか－」,
『近畿大学教育論集』第 26 号、 17-46 頁。
- 巻田悦郎 (2015) 『ガダマー入門－語りかける伝統と何か』アルテ。
- 港千尋 (2001) 『洞窟へ 心とイメージのアルケオロジー』せりか書房。
- 矢野智司 (2000) 『自己変容という物語－生成・贈与・教育－』金子書房。
- 結城孝雄 (2001) 「リードとフレネの芸術教育理念の共通性に関する考察－『芸術による教育』と『仕事と教育』を通して」『日本美術教育研究紀要』第 34 号、 29-38 頁。
- 結城孝雄 (2002) 「リードとフレネの芸術教育理念の共通性に関する考察－ブーバーの理論に基づいた『芸術による教育 第 9 章教師』に観取する教育行為」『日本美術教育研究紀要』第 35 号、 41-48 頁。
- 結城孝雄 (2010) 「フランス美術教育の今日的状況－『教育法典』と『Beaux Arts magazine』誌の意識調査から－」『日本美術教育研究論集』第 43 号、 91-98 頁。
- 結城孝雄 (2012) 「フランス芸術教育の現状と内容－『芸術史 “Histoire des Arts”』の調査から－」『日本美術教育研究論集』第 45 号、 63-70 頁。
- 結城孝雄 (2013) 「『芸術史 “Histoire des Arts”』研究 序説」『日本美術教育研究論集』第 46 号、 73-80 頁。
- 結城孝雄 (2015) 「フランス『“Histoire des Arts”芸術史』の普及活動について－国民教育省と文化情報省によるデジタル情報の提供と活用－」『日本美術教育研究論集』第 47 号、 391-398 頁。
- 吉澤恭子 (2004) 「フランスの初等音楽教育における学外指導者承認制度－その成立をめぐって－」『日仏教育学会年報』第 11 号、 121-131 頁。
- 吉澤恭子 (2015) 「日仏の音楽教育における文化多様性－小学校教育制度から特徴を探る：『音楽教科書』と『芸術実践と芸術史』に焦点をあてて」『日仏教育学会年報』第 22 号、 44-53 頁。

- ルイス＝ヴィリアムズ,D.,(2012) *The Mind in the Cave*,『洞窟のなかの心』港千尋訳 講談社。
- ロード,J.,(1995) *Paul Klee* 「パウル・クレー」(中村和雄訳), ルービン,W(編)『20世紀美術におけるプリミティヴィズム「部族的」なるものと「モダン」なるものとの親縁性』*Primitivism in 20th century art* 淡交社, 486-501 頁。
- Boltanski,L.& Chiapello,E., (2000) *Le nouvel esprit du capitalisme*, Paris, Gallimard.
- Dewey, J., (1980) *Art as experience*, Tarcher Perigee.
- Dewey, J., (2003) *L'art comme expérience* ; Cometti,J.P. / traduction française, Publications de l'Université de Pau, Farrago.
- Gadamer,H.-G.,(1992) *Actualité du beau*, Poulain,E./ traduction française, Aix-en Provence, Alinéa.
- Kerlan, A., (2005) *Des artistes à la maternelle*, Canopé-CRDP de Lyon.
- Kerlan, A., (2013) *A la source éducative de l'art*, Staps, №102, pp.17-30.
- Kerlan, A. / Langar, S., (2015) *Cet art qui éduque*, yapaka.be.
- Lismonde, P., (2002) *Les arts à l'école - le plan Jack Lang et Catherine Tasca* ;Folio Gallimard.
- Legros,R., (1990) *L'idée d'humanité, Introduction à la phénoménologie*, Grassert, pp.103.
- Schaeffer, J.-M., (2000) *Adieu à l'esthétique*, Paris,Presses universitaires de France.
- Schiller, J.C.F.von., (1992) *Lettres sur l'éducation esthétique de l'homme*, Lereux,R./ Traduction française, Paris, Aubier.
- Soëtard, M., (2010). *École maternelle de la France - passé, présent, futur-*
 「フランスの幼稚園 École maternelle [母性的な学校] 一過去、現在、未来-」(小笠原文訳) 広島大学大学院教育学研究科附属幼年教育研究施設編『幼年教育研究年報』第32巻、pp.5-10。
- Robert, A., (2008) *Autour de mai 1968, la pédagogique en question. Le colloque d'Amiens*, Les Sciences de l'Éducation-Pour l'Ère nouvelle, Vol.41.
- Vincent,G., (1996) *L'école primaire en France*, Presses universitaire de Lyon.

【文部科学省資料】

諸外国の教育動向（2007年度版～2016年度版）文部科学省、明石書店
 「小学校・中学校の標準授業時数について」中央教育審議会資料初等中等教育分科会,資料3-3 平成27年7月16日

【フランス文化・通信省／フランス国民教育省】

- Historique : L'éducation artistique à travers ses grandes dates, culture communiation.gouv.fr/Le site internet du ministère de la Culture
- Charte pour l'éducation artistique et culture, education.gouv.fr
- Parcours d'Education Artistique et Culturelle : eduscol.education.fr (国民教育省によ

る教職員への情報提供と支援のサイト)

— Le Plan Lang/Tasca de développement des arts et de la culture à l'école « Conférence de presse du 14 décembre 2000 » (2000 年 12 月 14 日 ラングとタスカの記者会見資料)

— Un Plan à 5 ans 2000 :学校における芸術文化の推進のための「5 カ年計画 2000」

(**Loi** : 法令)

— Loi n°88-20 du 6 janvier 1988 relative aux enseignements artistiques

— Loi n° 2005-380 du 23-4-2005. JO du 24-4-2005 :La loi d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école

— Loi n°2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et programmation pour la refondation de l'école de la République

(**Décret** : 政令)

— Décret 59-889 du 24 juillet 1959 (1959.La naissance d'une politique publique de la culture, Augustin Girard)

(**Circulaire** : 通達)

— Circulaire n°2008-059du29-4-2008

— Circulaire du 10 mai 2017 : Ministère de la Culture et de la Communication

— Circulaire n° 2017-003 du 10-5-2017 : Ministère de l'Éducation

nationale(education.gouv.fr)

— Circulaire n° 87-268 du septembre 1987

— Circulaire n° 98-153 du 22 juillet 1998

(**Protocole** : 協定書)

— Protocole d'accord du 25 avril 1983

— Protocole d'accord du 20 mars 2017

(**Arrêté** : 省令)

— Aménagement de la semaine scolaire et répartition de l'horaire hebdomadaire dans les écoles élémentaires et maternelles:Arrêté du 7 août 1969

— Horaires applicables au cycle élémentaire des écoles primaires : Arrêté du 7 juillet 1978, www.formapex.com

— Horaires des écoles maternelles et élémentaire :Arrêté du 1^{er} août 1990, www.formapex.com

— Horaires des écoles maternelles et élémentaire 2007 : Arrêté du 9 juin 2008 fixant les horaires des écoles maternelles et élémentaire, Legifrance.gouv.fr

— Horaires d'enseignement des écoles maternelles et élémentaires : Arrêté du 9-11-2015 — J.O. du 24-11-2015, education.gouv.fr